年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 11 月 16 日から 49 年 6 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を 48 年 11 月 16 日に、資格喪失日に係る記録を 49 年 6 月 20 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から45年4月1日まで

② 昭和45年4月1日から49年11月1日まで

申立期間①については、B事業所に住み込みで勤務していた。

また、申立期間②については、B事業所を退職後、C事業所で運転手として勤務していたが、運転できない期間はA事業所でも働いていた。その後、47年頃からは、C事業所を辞め、A事業所に勤務した。

これらの会社で勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び② を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及び申立人の同僚の証言により、申立人は、申立期間② のうち、雇用保険の被保険者期間である昭和47年12月1日から49年6月 24日まで、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、A事業所は、昭和48年11月16日から49年6月20日まで厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ作業員として勤務していたとされる元同僚(1名)及び、申立人と同時期に当該事業所に勤務していたが、勤務内容が異なっていたとされる元同僚(2名)には、当該事業所が適用事業所である期間について、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 48 年 11 月 16 日から 49 年 6 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ作業員として 勤務していたとされる元同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、13万 4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 A事業所は既に解散しており、当時の事情を確認できる事業主及び役員等 も見当たらないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届 が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があ ったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を 記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主か ら当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その 結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 11 月 16 日から 49 年 6 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておら ず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認 められる。

2 一方、申立人は、A事業所に勤務していた以前の昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日までの期間はB事業所に、45 年 4 月 1 日から 47 年 11 月 30 日までの期間はC事業所に勤務したと主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立期間①及び②の当時、B事業所及びC事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、いずれの事業所についても、当時の事業主や同僚の所在が分からず、これらの者から申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の当時、B事業所及びC事業所において雇用保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び、申立期間②のうち昭和45年4月1日から47年11月30日まで勤務した期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から同年11月1日まで

昭和32年9月9日にA社に入社し、41年6月5日まで正社員として継続して勤務した。A社B支店に転勤した1か月の期間だけ厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の供述により、申立人がA社に申立期間も継続して勤務し(昭和32年10月1日に同社本社から同社B支店に異動)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA 社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和 32 年 11月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年2月2日から同年8月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和53年2月2日に、資格喪失日に係る記録を同年8月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月1日から同年12月1日まで

② 昭和53年2月2日から同年8月11日まで

申立期間①はB事業所に、申立期間②はA事業所に勤務した。会社から健康保険証を交付され、厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶がある。2社とも法人であり、常勤職員であったから社会保険に加入していたと思う。申立期間①及び②の期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人の元同僚の詳細な供述により、申立人が、当該期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期にA事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる元同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び元同僚が証言した当時のA事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、A事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の元同僚の当時の標準報酬月額から判断すると、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年2月から同年7月までの保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の元同僚の供述により、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できるが、その同僚から聴取しても、当該事業所における申立人の勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答は得られない。

また、B事業所は既に廃業しており、当時の事業主も故人となっているため、申立人の当該事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関係資料や証言を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及びその前後の期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根国民年金 事案 293

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

昭和60年7月から61年3月まで、国民年金に未加入の記録となっている。

しかし、当時、父親が「国民年金を掛けなければならない。」、「会社の庶務担当が『健康保険の扶養になることはできるが、国民年金は掛けなければならない。』とアドバイスを受けた。」と言っていたことを記憶しており、保険料は、自治会での集金により父親が納付していたか又は父親名義の口座からの引き去りにより納付していたと思う。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に故人となっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、「昭和60年の夏ごろ、父親が役場で手続をした。その際には、役場に勤める近所の者が手続を手伝った。」と供述しているところ、その近所の者は、「申立人に係る国民年金の加入手続を手伝った記憶は無い。」と供述しており、申立内容に齟齬がみられる。

さらに、申立人は、自身の国民年金手帳を見た記憶が無いと供述している 上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間以外は共済 組合に加入していることが確認できるところ、申立人に国民年金手帳記号番 号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月ごろから同年11月10日まで

A事業所に正職員として勤務していたが、厚生年金保険は未加入となっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人及びその同僚から聴取しても、申立人の当該事業所における正確な勤務期間が確認できない。

また、申立人の同僚は、自身のA事業所における勤務期間等について「昭和45年4月か5月に入社し、同年10月まで勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録は同年9月26日から同年10月26日までの1か月となっている。」と供述しており、当時、事業主は、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる上、A事業所は「申立人の勤務期間は約1か月と短く、その勤務期間は見習期間中ではなかったかと思われる。また、当社が保管する厚生年金保険の被保険者資格の得喪に係る書類の中に、申立人の氏名は確認できないことから、当社は、社会保険事務所に対し、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行っていないと考えられる。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

A事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。1か月間アルバイトをした後、事業主から本雇いにすると言われた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、A事業所に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることができない上、当時勤務していた従業員から聴取しても、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがえるような供述は得られない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶する複数の同僚についても、A事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該同僚の連絡先は不明であることから当時の状況について供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。